て同意又は許可を得た地方債として総務大臣が指定するものを除く。）の額に相当する額

AA_{17} ＝ 0.016

AA_{18} ＝ 0.016

AA_{19} ＝ 0.016

AA_{20} ＝ 0.01577

AB_n　平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た臨時地方道整備事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうちふるさと農道緊急整備事業に係るものの額（平成 17 年度から平成 20 年度までの各年度において財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債の額として総務大臣が指定するものに限る。）

AC_{17} ＝ 0.027

AC_{18} ＝ 0.027

AC_{19} ＝ 0.026

AC_{20} ＝ 0.02629

AD_n　平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た地方道路等整備事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうちふるさと農道緊急整備事業（平成 22 年度から平成 24 年度までの各年度において発行について同意又は許可を得たものについては、平成 21 年度以前に着手した継続事業として総務大臣が調査した事業に限る。）に係るもの（平成 21 年度から平成 24 年度までの各年度において財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債として総務大臣が指定するものを除く。）の額に相当する額

AE_{21} ＝ 0.01678

AE_{22} ＝ 0.01679

AE_{23} ＝ 0.01686

AE_{24} ＝ 0.01710

AF_n　平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た地方道路等整備事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうちふるさと農道緊急整備事業に係るものの額（平成 21 年度か

て同意又は許可を得た地方債として総務大臣が指定するものを除く。）の額に相当する額

AA_{16} ＝ 0.018

AA_{17} ＝ 0.016

AA_{18} ＝ 0.016

AA_{19} ＝ 0.016

AA_{20} ＝ 0.01580

AB_n　平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た臨時地方道整備事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうちふるさと農道緊急整備事業に係るものの額（平成 16 年度から平成 20 年度までの各年度において財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債の額として総務大臣が指定するものに限る。）

AC_{16} ＝ 0.030

AC_{17} ＝ 0.027

AC_{18} ＝ 0.027

AC_{19} ＝ 0.026

AC_{20} ＝ 0.02634

AD_n　平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た地方道路等整備事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうちふるさと農道緊急整備事業（平成 22 年度から平成 24 年度までの各年度において発行について同意又は許可を得たものについては、平成 21 年度以前に着手した継続事業として総務大臣が調査した事業に限る。）に係るもの（平成 21 年度から平成 24 年度までの各年度において財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債として総務大臣が指定するものを除く。）の額に相当する額

AE_{21} ＝ 0.01679

AE_{22} ＝ 0.01682

AE_{23} ＝ 0.01689

AE_{24} ＝ 0.01719

AF_n　平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た地方道路等整備事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうちふるさと農道緊急整備事業に係るものの額（平成 21 年度か